

使用済製品等のリユース促進事業研究会（第13回）  
議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：平成26年2月14日（金） 10:00～12:00

場所：TKP大手町カンファレンスセンター ホール16B

(2) 議事

(1) 市町村における使用済製品リユースモデル事業の概要

- 1 平成25年度モデル事業の中間報告（前橋市、葉山町）
- 2 フォローアップ調査の結果報告（平成23～24年度実施地域）

(2) リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理に関する検討（中間報告）

(3) 市町村におけるリユースの取組み状況（アンケート調査結果）

(4) 今後のスケジュール

(3) 出席委員

三橋規宏（座長）、加藤正、喜志武弘、杉研也、田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、波多部彰、服部美佐子、藤田惇、和田由貴

（以上、敬称略）

(4) 欠席委員

小野田弘士、佐々木五郎、佐々木創（以上、敬称略）

(5) 配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 平成25年度市町村における使用済製品リユースモデル事業（中間報告）

資料3 市町村における使用済製品リユースモデル事業 フォローアップ調査結果

資料4 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理について

4-1 分科会の概要について

4-2 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理（途中報告）

資料5 市町村におけるリユースの取組み状況に関するアンケート調査結果（速報）

5-1 市区町村における2Rの取組状況調査 アンケート調査票

5-2 " アンケート集計結果（速報）

5-3 シンポジウムのご案内（平成26年2月27日開催）

資料6 今後のスケジュール

参考資料 第12回 使用済製品等のリユース促進事業研究会 議事概要

## (6) その他

会議は公開で行われた。

## 2. 議事概要

### (1) 市町村における使用済製品リユースモデル事業の概要

#### 1) 平成 25 年度モデル事業の中間報告（前橋市、葉山町）

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 松岡）】

（資料 2 に基づき、説明が行われた。）

#### 【長沢委員】

- ・ 2つのモデル事業にて、市民がリユースするために持ってきたものを再び持ち帰ることがない仕組みにした点はとてもよいと思う。ただし、昨年度のモデル事業の報告の際にも申し上げたが、事業の採算性について留意すべきではないか。中間報告として、入場者数や取引件数を評価しているが、事業を行った収支計算がどうなっているのかを明らかにすべきであろう。
- ・ モデル事業では、環境省からの補助があって広報をやっているが、モデル事業終了後も事業継続が可能か検討する必要がある。事業を通して利益が出るとは思わないが、廃棄物処理費用の削減効果・市民へのリユース意識の啓発といった効果も当然あるはずであるので、それも含めて比較するのがよいのではないか。
- ・ 葉山町のモデル事業で3回目の実施時の入場者数の減少の原因として、大雪の翌日という天候を挙げていただいたが、1回目・2回目とイベントの回数が重ねていくことで集客力が減ってきたのではないか。また、3回目は実施場所を変えている。イベントの継続性という意味では同じ場所で開催すべきであろうし、市民にとってのアクセス・利便性の違いで、来場者数が変わったということも考えられるのではないか。

#### 【三橋座長】

- ・ 次回の最終報告では、事業にかかったコストや事業による効果の全体像を各市町にご報告いただければと思う。

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 松岡）】

- ・ 次回は、事業にかかった費用や事業の今後の継続性についてもコメントを各市町からいただくようにしたい。

#### 【三橋座長】

- ・ 葉山町の「くるくる市」には服部委員に視察をしていただいた。服部委員から視察のご感想をいただければ。

#### 【服部委員】

- ・ 「くるくる市」の第2回に参加させていただいた。葉山町のリユースの取組の背景としては、周辺自治体とのごみの広域処理を断念して葉山町単独でゴミ処理をすることを決定したことにある。これをきっかけに、ごみの減量に力をいれている。
- ・ 市民からの協力も得られており、ゴミ減らし隊などの市民団体が積極的に「くるくる市」の運営に協力をしていることが印象的であった。会場は小規模ではあったが、たくさんの方にぎわっていた。参加者の皆さんは、とても熱心に出品されたものを見て回っていた。効果検証のための記録方法も、重量を測っていただくだけで手間がかかっていなかった。
- ・ 「くるくる市」終了後の残ったものは衣類が多いので現段階ではリサイクルに回す予定であるという。また、書籍はブックオフが引き取ってくれるが、量が増えると引き取り手がなくなる可能性があるということであった。
- ・ 会場に向かうバスの中で地元の方に話を聞いてみたら、「くるくる市」のことは知っており、町民に浸透しているようであった。ただし、会場までものを運べないような高齢者や車をもっていない方に、どのように参加していただくようにするのが今後の課題であろう。

#### 【三橋座長】

- ・ 私は前橋市の「リユース宝市」を視察・参加してきた。
- ・ お金を介在させずに実施している事業が、とてもにぎやかであり、様々な市民の方々が参加しておりその熱気に驚いた。
- ・ 前橋市でもNPOの方が積極的に参加し、運営に協力していた。これからのリユースを促進するために、このような市民団体の協力は有効な方法だと感じた。
- ・ 会場の手当てや製品の収集・持ち込み、事前の準備等で必要となる費用はあるが、各自治体で何らかの形でコストが負担できるようになると「市民交流」という価値をプラスして、新しいリユース促進の武器になるのではないかと感じた。
- ・ 前橋市での活動を拝見して、新しいリユース活動・事業が広がっていく可能性があると感じている。

#### 2) フォローアップ調査の結果報告（平成23～24年度実施地域）

##### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 小川）】

（資料3に基づき、説明が行われた。）

#### 【手塚委員】

- ・ 大府市のモデル事業にて、リユースに適さないものが大半であった理由としては、「リユースの認知度の低さ」があったのではないかと感じた。「10年以上経過した製品が大半であった」という捉え方ではやや一面的すぎるのではないかと感じた。リユースの認知度が高まれば、リユース品はより集まってくるのではないかと感じた。
- ・ 大府市の補足にて報告していただいた事業収支の試算は、廃棄物の処理にかかるコストなどと併記して、リユース品の引取に関わる費用・便益以外の廃棄物処理が減ったことにより便益もきちんと明示した方がよいと考えている。

- ・ また、町田市のモデル事業の「効果と課題」についてであるが、図表 1 では「ごみ削減効果がみられた」とよいイメージの表現になっている。一方で、本文中の p.7 では「市民の廃棄行動を促進」する可能性がある」と指摘されている。冒頭のまとめと本文の記述にずれがあるのではないか。
- ・ 事業の効果としては、4.6 t のものがリユースされ、60%は廃棄物にならなかったことになる。町田市のごみ処理量全体に対する比率は低いかもしれないが、集まったもののうち 6 割がリユースに回るということは、廃棄物削減の効果はあったとっていいのではないか。
- ・ 市民の廃棄行動を促進したとあるが、確かに廃棄物と捉えると廃棄行動と言えるが、リユース市場へ商品を供給したと捉えることも出来る。
- ・ 本文の表現には検討の余地があるのではないかと考えている。

**【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 松岡）】**

- ・ 本文の評価の部分の町田市側の意図としては、イベントを実施したことによるリユース促進の効果を評価した上で、実施前の想定よりもリユースにまわる量が少なく、予想以上に廃棄物が集まってしまったとの評価であった。リユース品の提供を呼びかけることで、家庭から排出されるもの自体が全体として増えてしまうということになるのではないかと懸念をもっていらっしまった。
- ・ 本文中にも廃棄物削減の効果などを明記するようにさせていただきたい。

**【三橋座長】**

- ・ 大府市の報告、p4 の補足のところで指摘していた点について、廃棄物として処理した場合のコストを併記するべきということであるが、コストを比較すると廃棄物として処理した方がコストはかからないという結果になるのではないか。その比較はどのような意図で行うのか。

**【手塚委員】**

- ・ 今後、リユースの取組を続けていったときに、より多くの製品がリユースされることで、費用が圧縮する可能性もあるのではないかと考えている。
- ・ また、そもそも本来かかるはずの廃棄物処理費用をきちんと認知していただき、コスト意識を市民の側も持った上で、リユースを促進すべきなのではないかという趣旨である。

**【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 小川）】**

- ・ 大府市からは廃棄物処理費用の削減効果もデータとしていただいているので、併記する形で記載させていただきたい。

**【長沢委員】**

- ・ リユースの方が、廃棄物処理として比較してコストがかかると考えられるが、その増加したコストを誰が負担するのを考えることに意義があるのではないか。コストを明らかにすることで、リユースの取組を促進した場合の自治体にとっての負担が明確になり、その負担が想

定より大きすぎるものでなければリユースを促進するエンジンになるのではないかと考えている。

- ・ 大府市のように、きちんと費用を出すことで、リユースを促進しようという自治体が事業を実践する際の参考になればよいと考えている。モデル事業にて要したコストを目安として、各自治体が独自に工夫しながら取り組んでいく形になると望ましい。
- ・ モデル事業にて評価するコストとしては、環境省からの補助金を含んだ形で計算するのがよいだろう。リユースの取組の事業性については、真剣に検討する必要があると感じている。

#### 【藤田委員】

- ・ モデル事業の中で、市民の方が持って帰らずに残ったものをリユース事業者が引取っているとのことであるが、無料でも引き取ってもらえなかったものはリユース価値が低いのではないかと想定される。リユース事業者が自らの店舗で販売できるのか疑問が残る。
- ・ 引き取ったものが、どのように事業者によって処理されているのかを追跡する必要があるのではないかと。

#### 【杉委員】

- ・ モデル事業に協力しているのは、当協会（JRAA）の会員であるが、基本的には店頭で販売できるものしか引き取っていないはずである。
- ・ 大府市のモデル事業の効果として、不用品回収業者が減少しているとあるが、因果関係があるのか疑問である。862件の小型家電の引取により、市内の不用品がなくなってしまうというのが疑問である。

#### 【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 小川）】

- ・ 大府市からの報告をもとに、このような記述とさせていただいたが、因果関係については市に確認させていただきたい。

#### 【田崎委員】

- ・ モデル事業の振り返りとして事実関係の取りまとめは行われているが、これからリユース事業を進めていくにあたって、どういった成果があり、どのような課題が残っているのか、総合的な取りまとめを行っていく必要があるのではないかと。
- ・ 大府市・町田市のモデル事業の結果をみると、リユースできるものを集めようとしてもリユース出来ないものまでも集まってしまうということがいえるのではないかと。この点を各自治体がどのように捉えていくべきかという課題はあるが、町田市のモデル事業開始前の想定のように、リユースに回るものだけ集めようという取組は難しいのではないかと。市民にとっては、不用品の片付けニーズが大きいと想定され、市民側の視点を考えて、事業の中でリユース出来ないものをどのように位置づけていくのかを考えていく必要がある。
- ・ また、モデル事業の成果として、回収後選別方式の秦野市では、取組を継続することでリユースの可否の判断の精度が向上している。このような点も強調して発信していければよいのではないかと。一方で、リユース品の買取額は高いとはいえないので、どのような点に注意す

べきかを明記すべきである。

(2) リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理に関する検討(中間報告)

【事務局(三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山)】

(資料4-1、4-2に基づき、説明が行われた。)

【長沢委員】

- ・ ちらしの中で、廃棄時の家電4品目・小型家電について、売れ残りを廃棄する際には「できる限り家電リサイクル法に則って処理しましょう」、「できる限りリサイクルに協力しましょう」という表現となっているが、これでよいのか。

【事務局(環境省 眼目室長補佐)】

- ・ パンフレットの表現は、法律に則った適切な表現にすべく、調整を行っているところである。
- ・ ご指摘いただいた家電リサイクル法に関しては、家電リサイクル法に則った家電リサイクルルートに出していただくことが基本であるが、廃掃法上の家電リサイクルの処理基準というものもあり、これを順守できる産業廃棄物処理業者に家電リサイクル対象品目の処理を委託することも可能となっている。ただし、このような場合は、産業廃棄物処理事業者が家電リサイクルの処理基準を順守しているか、排出者が確認する必要がある上に、マニフェストを発行して契約書を結ぶ必要がある。一般のリユースショップにとって、一番出しやすい方法は家電リサイクル法に則った家電リサイクルルートであろう。
- ・ また、リユースショップは小売業者であるため、家電リサイクル券の発行主体ということで家電リサイクル券センターへ登録していることも想定される。家電リサイクル法に則った家電リサイクルルートに排出するというのが実態なのではないかと考えている。
- ・ 小型家電リサイクル法については、小売業者は小型家電リサイクル法に則ったルートに排出することは、責務であり義務ではない。事業者は、適正処分という観点で事業者を選んでいただきたいとしている。適正処理をきちんと行っていけるということで、国の認定事業者か、同等の処理が可能な優良な事業者に責務規定に則って処理を委託していただきたいと考えている。

【長沢委員】

- ・ なるべくシンプルにリユース業者がどのようにすればよいのか、記述する形がよいのではないかと。

【事務局(環境省 眼目室長補佐)】

- ・ 基本的に家電リサイクル法に則った家電リサイクルルートに家電リサイクル券を貼って出していただきたい。複雑なものは記載しないように対応したい。
- ・ また、お手元にお示ししているのは、リユース事業者向けであるが、リユース事業者が、消

費者に対して「このようなルールがあるのでご協力いただきたい」という説明に使えるパンフレットも作っていきたいと考えている。

**【手塚委員】**

- ・ 確認であるが、例外的に産廃としての処理が可能という規定は資料 4-2 の p27 の の部分に記載している内容についてということで問題ないか。

**【事務局（環境省 眼目室長補佐）】**

- ・ その通りである。

**【杉委員】**

- ・ パンフレットの内容を当協会（JRAA）のメンバーに話をしたが、事業者として当たり前順守している事項が大半であるという意見が多かった。
- ・ 一方で、このパンフレットの対象としては、法律守っていないような事業者という趣旨であったので内容については理解する。ただし、このパンフレットをそのような事業者に対して周知徹底し、配布するのは難しいのではないか。消費者側を啓発し、違法の事業者にリユース品を渡さないようにする取組の方が効果的ではないか。

**【服部委員】**

- ・ 前回の研究会の際に参考資料として配布するように、ご依頼していた小型家電リサイクル法が施行された際に関連業界に配布されたちらしが今回の研究会では入っていないので、次回以降はぜひ配布していただきたい。
- ・ 不用品を軽トラックなどで回収している事業者（買い子さん）は、一般廃棄物の処理業の許可がなければ、このような業務が出来ないのか。確認させていただきたい。
- ・ また、多くの自治体では粗大ごみは道路まで出さないと引き取ってもらえない。高層マンションや高齢化が進む中で下に降ろす作業を粗大ごみを収集する業者がやってくれないのは問題ではないか。多くの場合は、自治体に依頼するか、ホームページで探して、そのような作業を実施してくれる事業者に下ろしてもらわないと廃棄できない事態になっている。粗大ごみを収集場所まで運搬するような事業者は、どのような法的な業の許可が必要なのか。

**【事務局（環境省 眼目室長補佐）】**

- ・ 今回の分科会はリユース促進のための法的環境の整理を行っていくものであり、一般的なりユースショップの買い取りの場面を想定して整理させていただいている。廃棄物該当性の解釈や一般廃棄物の許可が必要な場合とそうでない場合を検討しようということではなく、あくまでも、どのような形でリユースを促進するのかという視点で議論を行っており、ご指摘のような事項は研究会での議論の外にあると考えている。
- ・ その上で、ご質問にお答えすると、一般廃棄物の収集運搬の許可については、各自治体において廃棄物と判断したものを回収する場合は、一般廃棄物の収集運搬の許可が必要である。廃棄物に関する各自治体の考え方については、例えば、相模原市のホームページに分かりや

すく整理されているので参考にいただければ。

- ・ 家庭において処分したいと考えて排出したものであれば、それは廃棄物ではないか。
- ・ また、粗大ごみの回収はご指摘のように、市民のニーズを捉えて実情にあった形でサービスを提供するというのは重要である。自治体自身でのサービスの提供が難しい場合は、事業者と協力して粗大ごみ回収のサービスを実施することも選択肢の1つであろう。
- ・ 家の敷地から出て廃棄物を運搬するというには、一般廃棄物の収集運搬の許可が必要であるが、粗大ごみを2階から下ろすといった家の敷地内で、廃棄物を整理するという行為は収集運搬の許可は不要である。
- ・ 同様の問題として、亡くなった方の遺品を遺族に代わって整理する遺品整理の問題がある。遺品整理の場合は、廃棄物・リユース品が混在しており、それを分別する手伝いをすることは廃棄物処理法の許可なく可能な行為であるが、分別したものを買い取る場合は古物商の許可が必要であり、廃棄物として分別したものを運搬するのであれば一般廃棄物の収集運搬の許可が必要である。許可がない場合は、市に依頼する・処理方法を問い合わせるという手続きを踏む必要がある。
- ・ また、前回検討会でご要望いただいていたちらしに関しては、参考資料として配布することを失念していたのでお詫び申し上げます。

#### 【三橋座長】

- ・ 服部委員のご指摘は、重要なことではあるがリユース促進の趣旨とは外れている点もあるため、研究会では対象として扱わないということであるので、ご了解いただければ。

### (3) 市町村におけるリユースの取組み状況（アンケート調査結果）

#### 【事務局（環境省 鍋谷室長補佐）】

（資料5 - 1、5 - 2、5 - 3に基づき、説明を行った。）

#### 【和田委員】

- ・ 資料3にて、一昨年度に実施した地域内事業者リスト方式、市町村回収後選別方式の2つの方式のモデル事業について報告があった。アンケートを見ると市町村回収後選別方式と同様に、粗大ごみからリユース品をピックアップするという取組を7割以上の自治体を実施しており、中には10年以上前から実施している自治体も見られる。一方で、アンケートの選択肢に地域内事業者リスト方式にあたるものがないように思われるが、その理由は何があるのか。
- ・ 可能であれば、モデル事業以外の自治体でもそのような取組が行われているのかを知りたいと考えている。資料3の報告の中でも、市町村回収後選別方式の方が円滑に事業を進めておられる事例が多く、地域内事業者リスト方式の方があまり進んでいないように感じられた。

#### 【事務局（環境省 鍋谷室長補佐）】

- ・ 地域内事業者リスト方式、市町村回収後選別方式といったモデル事業の方式を意識して選択



肢を作成したものではなかった。次回以降にアンケートを実施する際には、地域内事業者リスト方式についてもアンケートの選択肢の中を含めたいと考えている。

- ・ 別途開催している2R検討会では先進事例の事例集を作成中であり、本研究会で進めているモデル事業の取組も紹介させていただきたいと考えている。地域内事業者リスト方式でも、世田谷区などは新規にリストを作成し、継続して実施している。このような取組みは全国へ向けて周知することが出来ればと考えている。

#### 【服部委員】

- ・ 他の先進事例としては、例えば、逗子市では「くるくる市」を市役所の一角で常設で設置しており、衣料品・雑貨などを展示している。市役所が空いている時間帯で運営しており、NPO等と連携して運営している。市議会でも予算化されているとのこと。正確ではないが、1年間以上はやっていると思われる。
- ・ 先ほどの環境省からの回答の中で、端的に言えば自治体の自治事務ということにくられたが、リユースを推進する上で、収集運搬は欠かせないと考えている。この場で議論はされないということであるが、どこで議論しているのか教えて頂きたい。
- ・ 引き取るときに廃棄物であれば許可が必要であることは理解しているが、引き取った後でリユース出来ない品物である場合、途中で壊れる等もあると思われる。先ほどと同じような質問になってしまうが、そのような場合に一般廃棄物の収集運搬の許可は必要なのか。
- ・ 小型家電リサイクルのちらしについては失念されたということなので、次回に配布していただきたい。

#### 【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

- ・ ご質問いただいた点について、議論している場はない。法的な解釈については長い議論のなか、長い運用のなかで決まっているところであり、現在、議論している審議会や検討会はない。
- ・ リユース品として買い取ったが、運搬していたものが壊れて廃棄物になってしまうというケースは存在すると思う。リユースショップの店頭で買い取った場合でも同じである。その場合には、そのリユースショップから排出される産業廃棄物として処理することになる。
- ・ ただし、最初から捨てることを前提に運搬し、リユースショップの産業廃棄物として廃棄するのは不適切と言える。

#### 【三橋座長】

- ・ 全国の自治体のアンケート調査結果を受けて全体として自治体のリユースへの取組状況は、いい状態なのか、それともまだ不足しているのかといった全体的な評価が必要であろう。
- ・ 特に資料5-2のp.4に課題・改善点として、リユースの認知度、保管スペース、需給バランスの問題が挙がっているが、これを改善することで自治体のリユースがどのように進展するのかといった部分までまとめていただければ、調査の意味がより深くなるのではないかと。

(4) 今後のスケジュール

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料6に基づき、説明が行われた。）

(5) 閉会

（以上）